

伊予市観光PR・物産商談会出展要領

- 1 目 的 主に市内小規模事業者の販路開拓支援として、首都圏において「地域資源を用いて自社の技を活かしたブランド等こだわりのある食品」を事業者自らがバイヤーに自社商品のPR商談を行うことによって、販路の拡大を図ることを目的とする。
また、首都圏の市場情報を視察し、流通の最先端を学び得ることで、首都圏における販路開拓のヒントを掴む。
併せて、伊予市の観光PRを行い、伊予市産品の県外へのPR及び観光客の誘客を図る。
- 2 期 間 平成30年11月7日（水）～平成30年11月8日（木）
商 談 会：11月7日（水）13：00～16：30
首都圏市場視察：11月8日（木）9：00～15：30
- 3 商 談 会 場 伊予銀行東京支店 大会議室
（東京都中央区日本橋1丁目3-13東京建物日本橋ビル13階）
- 4 出 展 者 要 件 以下の3点の条件を満たすこと。
（1）伊予市内の事業者
（2）伊予市の地域資源を用いて自社の技を活かしたブランド等こだわりのある食品を取り扱う事業者
（3）原則として、商談会・視察研修の全日程に参加可能な者
- 5 会 場 構 成 原則、出展者につき1スペースとし、その割り当ては、主催者にて調整し決定する。
- 6 会 場 設 営 主催者の指定する時間内で自由に装飾し、会場への穴開け、削り、切断や接着剤、針金などの使用はしない。
なお、商談会場は火気厳禁。
- 7 出 展 不 可 要 件 出展者は、伊予市観光PR・物産商談会の趣旨、目的にあったものとし、次のような事業者は出展できない。
（1）出展要領を遵守できない事業者
（2）反社会的勢力と関係する方
（3）反社会的勢力との関係が明らかになった時点で、出展は中止とし、その際の費用は出展者負担とする。
（4）その他、主催者が不相当と認めたもの
- 8 出 展 品 出展品は、伊予市観光PR・物産商談会の趣旨、目的にあったものとし、次のようなものは出展できない。
（1）中央区保健所等の許可がおりないもの
（2）来場者及び出展者等に危険を及ぼすおそれのあるもの
（3）主催者が不相当と認めたもの

なお、試食・試飲は可能。但し、加熱調理は電源の関係上、主催者に事前相談の上、各自手配した電磁調理器を使用すること。また、冷蔵・冷凍品については保存スペースに限りがあるため、出展を希望する場合には予め主催者に相談すること。

- | | |
|-----------------------|---|
| 9 首 都 圏
市 場 視 察 | 視察内容については、関係諸機関等と連携の上、主催者が手配する。なお、原則として参加必須とする。 |
| 10 参 加 費 | 参加費用は15,000円（旅費・宿泊費含む）とする。 |
| 11 発 送 費
返 送 費 | 出展品の発送・返送費用は原則として出展者負担とする。但し、予算の範囲内で送料の補助を行う。 |
| 12 参 加 者 | 原則として商談対応が可能な者1名に限る。 |
| 13 宿 泊 | 宿泊先は、予算の範囲内で主催者が用意する。なお、事業期間中の食事は主催者が用意しないものについては各自手配すること。 |
| 14 交 通 手 段 | 松山空港への移動については、往復とも出展者各自で手配することとし、その他の事業日程中の移動については、主催者が手配する交通手段を利用すること。 |
| 15 備 品 等 | 展示に係る装飾品等は原則として出展者にて用意すること。但し、机や椅子等の必要最低限の備品は、予算の範囲内で主催者が手配する。その他、消耗品や展示・商談に必要なものは出展者が用意すること。 |
| 16 衛 生 管 理 | 出展者は、衛生管理を徹底すること。また、ごみは分別し、主催者が指定する場所に処分すること。 |
| 17 変 更 ・ 中 止 | 主催者は、台風・地震などの天災、その他の不可抗力の原因により開催期間の変更、中止をすることがある。主催者は、これによって生じた出展者及び関係者への損害は補てんしない。 |
| 18 事 故 防 止
及 び 責 任 | 出展者は、この事業にあたる際は事故防止に努めること。また、出展者自身の行為によって発生した事故または損害については、当該出展者の責任とする。 |